

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
国土技術政策総合研究所 企画部長 殿
国土地理院 企画部長 殿

大臣官房 技術調査課長
(公印省略)

設計業務等における猛暑期間・時間を踏まえた業務発注等について

設計業務等において、猛暑期間・時間を踏まえた業務発注等について、以下のとおり方針を決定したので通知する。

記

1. 対象業務

建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に定める、測量、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く）

2. 猛暑期間の考え方

猛暑期間は、気象条件、作業環境等を踏まえ、地域ごとに設定するものとする。地域ごとの過去5か年の環境省のデータを参照し、8時から17時までの間で、WBGT値31以上が観測された日を、猛暑期間の始期または終期の目安とする。

3. 猛暑期間を回避した業務発注

業務発注にあたっては、猛暑期間の現場作業を回避した業務発注に努めるものとする。

履行期間に猛暑期間が含まれる可能性がある場合には、発注計画や業務の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業（高温多湿な環境での作業等）が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で履行期間を調整するものとする。

履行期間を調整するとは、例えば、準備期間、外業を伴わない期間、後片付け期間

等が猛暑期間に収まるよう調整することをいう。

4. 猛暑期間における現場作業回避の協議

猛暑期間の現場作業を回避しやすくするため、回避することにより履行期間の延期が必要となる場合には、調査職員等と協議を行うことが可能な旨を、特記仕様書に明示するものとする。ただし、業務の性質上、履行期間の延期が困難な場合はこの限りではない。

(特記記載例)

「猛暑期間の現場作業を回避することにより履行期間の延期が必要となる場合には、調査職員（監督職員）と協議を行うことができる。」

5. 猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）の支援

作業時間の変更は、調査職員等と協議の上、必要があると認められる際には、作業の開始時間及び終了時間を変更することが可能であるが、受注者が、猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）のために、早朝・夜間作業に係る関係機関や地域住民・団体等との調整を行う際には、必要に応じて、発注者もその調整に臨場するなど、関係機関や地域住民・団体等の理解が得られるよう協力するものとする。調査職員等の臨場に関しては、受注者が調査職員等の臨場について協議することが可能な旨を特記仕様書に明示するものとする。

(特記記載例)

「受注者は、猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、調査職員（監督職員）の臨場について協議することができる。」

なお、猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）は承諾を前提とし、技術者単価等の割増しは行わないものとする。

6. 適切な設計図書の作成

関係機関との未協議等により、当初発注時に見込んだ猛暑期間の業務内容や業務量が変わること、また、入札時に受注者が予定した業務計画が遅延することにより、猛暑時間・期間中の現場作業の回避が実現できなくなることを防ぐため、発注者は現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努めること。

7. 適用

3. については、通知日以降に発注する業務のうち、対応可能な業務から適用する。

4. 5. については、新規契約業務又は既契約業務にかかわらず、通知日以降、対応可能なものから適用する。